

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

深川市立深川中学校 令和6年（2024年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

深川中学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
御覧下さい。

いじめを生み出す希薄な人間関係に陥らないように、「心のふれあいを大切に、共感的理解にたった生徒指導の推進」に努めるとともに、生徒が互いを尊重し、支え合う、温かな絆づくりに努める。  
また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を十分に踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さない等のための対策を、迅速かつ組織的に行う。

深川中学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

校長の指示のもと、本校の生徒指導委員会（教頭、生徒指導主事、学年生活担当、養護教諭）をいじめ防止対策委員会とし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びPTA役員がいじめの防止等を実効的に行う。

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

- ・生徒会の「いじめゼロに向けた誓いの書宣言」による、いじめしない・させない、ゆるさないといった気持ちを育む、未然防止のとりくみ。
- ・道徳の時間を中心としたピアサポート活動によるより良い仲間づくり。
- ・いじめアンケートや教育相談を活用した生徒理解と情報収集。
- ・いじめ防止対策委員会を中心としたいじめの情報共有、予防、対応。
- ・学校だよりや懇談会資料等を活用した積極的な情報開示。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度の深川中学校のいじめ対策組織担当は、宮田です。

連絡先0164-23-3574（学校代表電話）

### 北海道教育委員会・深川市教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	<a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 13～17時
（メール）	<a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
深川市教育委員会（電話）	0164-26-2332	平日 8:45～17:15
子どもと親の相談室（電話）	0164-23-5570	平日 8:45～15:30

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター